(五) 三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、前号(三)の通知をした場合は、その通知の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。

(六) 三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置に関する費用の負担の公正が確保されるよう十分に配意すること。なお、前号(四)及び(五)に規定する終了促進措置の実施に関する協議において、免許人団体が関与する場合には、当該免許人団体は当該関与に対して三・四GHz帯全国バンド認定開設者及び三・四GHz帯対象免許人から対価を受けてはならない。

(七) 三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、前号(五)の協議により合意がなされたときは、その内容を、当該三・四GHz帯全国バンド認定開設者、他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者及び三・四GHz帯対象免許人が署名若しくは記名押印した書面又は電子署名を行った電磁的記録により確認し、本開設指針に係る開設計画の認定の有効期間中、当該書面又は当該電磁的記録を保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出すること。

(八) 三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、当該三・四GHz帯全国バンド認定開設者が認定を受けた三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画に基づく終了促進措置の完了までの間、毎年度の四半期ごとに、第一号に掲げる無線局の区分に従い当該措置を実施した無線局の局数及び当該措置の実施に要した費用その他当該措置の実施の状況を示す書類を総務大臣に提出すること。

7　総務大臣は、前号(八)の規定により三・四GHz帯全国バンド認定開設者から提出された書類について、本開設指針（この章に限る。）及び当該三・四GHz帯全国バンド認定開設者が認定を受けた三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画に基づき適切に終了促進措置が実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

8　三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、終了促進措置に関して、三・四GHz帯対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び迅速かつ円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章　その他周波数に係る事項

一　一・七GHz帯東名阪以外バンドを使用する特定基地局（以下「一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局」という。）の配置及び開設時期に関する事項

一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、認定日から起算して八年を経過した日の属する年度の末日までに、一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局による一の総合通信局（関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）の管轄区域ごとの人口カバー率が全て百分の八十以上になるように一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局を開設しなければならない。

二　一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式、二五六値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。ただし、既存事業者以外の者が一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者となる場合にあっては、キャリアアグリゲーション技術を除く技術を用いるものとする。

三　終了促進措置に関する事項

1　一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、一、七一〇MHzを超え一、八五〇MHz以下の周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日前に終了させるため、この項に定めるところにより、公共業務用無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。

2　一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、一・七GHz帯全国バンド認定開設者と共同し、一・七GHz帯対象免許人との間の合意に基づき、一・七GHz帯対象免許人が前号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局について周波数割当計画に定める日前に次に掲げるいずれかの措置を行うことを条件として、当該措置に係る無線局の運用を開始するために必要な範囲において、終了促進措置として次号に掲げる費用の全部を連帯して負担しなければならない。

(一) 前号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局が使用する周波数を一・七GHz移行先周波数に変更する措置

(二) 一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局を開設し、かつ、前号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局を廃止し、又は当該無線局が使用する周波数を一・七GHz移行先周波数に変更する措置

3　前号の規定により一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者が負担する費用は、同号に掲げる措置に係る次に掲げる費用とする。

(一) 一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局の無線設備及びこれに附属する設備の取得に要する費用

(二) 一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局の無線設備及びこれに附属する設備を用いる当該無線局の開設に必要な工事並びに第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局が使用する周波数を一・七GHz移行先周波数に変更するために必要な工事に要する費用（第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局を廃止するために必要な費用を含む。）

(三) (二)の工事に伴い第一号の規定による終了促進措置の対象となる公共業務用無線局の運用を停止してから一・七GHz移行先周波数を使用する公共業務用無線局の運用を開始するまでの間において事業を継続するために必要な費用